

被扶養者の届出に必要な書類

必要な添付書類		被保険者との続柄										
		① 健康保険被扶養者現況届	② 住民票(原本) 続柄の省略していない、世帯全員のもの 提出日から90日以内に発行されたもの	③ 戸籍謄本または戸籍抄本(原本)	④ 学生の方 在学証明書または学生証の写し (有効期限の確認できるもの)	⑤ 給与収入がある方 直近3カ月月の給与明細書の写し	⑥ 退職した方 雇用保険被保険者離職票の写し	⑦ 失業給付受給中の方 または終了した方 雇用保険受給資格者証の写し	⑧ 公的年金を受給中の方 (遺族、障害年金を含む) 直近の年金受給額が確認できる 改定通知書または振込通知書の写し	⑨ 自営業・不動産収入・ その他の収入がある方 (收支内訳書等一式の写し)	⑩ 無職無収入の方 課税(非課税)証明書	⑪ 別居の場合の送金証明 銀行等の送金明細書の写しまたは 現金書留控えの写し (振込者・振込先が明確なもの)
配偶者	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	○	
	別居	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○
子	16歳未満	同居		△								
		別居			△							
	16歳以上	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	○
		別居	○		△	○	○	○	○	○	○	○
父母・祖父母	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	○	
	別居	○		△	○	○	○	○	○	○	○	○
兄弟・ 姉妹・ 孫	16歳未満	同居		△							○	
		別居			△						○	
	16歳以上	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	
		別居	○		△	○	○	○	○	○	○	○
義父母・おじおば	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	○	
甥姪	16歳未満	同居		△							○	
	16歳以上	同居	○	△		○	○	○	○	○	○	

\* 上記②および③については、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーが記載されており、かつ、事業主が公的証明書等により被保険者との続柄を確認し、「被扶養者(異動)届」の備考欄に『続柄確認済』と記載されている場合は省略可

\* 上記⑤および⑩については、16歳以上で『学生』の場合は、「被扶養者(異動)届」にマイナンバーが記載されていれば省略可

\* ⑥については次のとおり提出してください。

- ・ 離職票の交付を受けない場合 … 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し
- ・ 雇用保険未加入だった場合 … 退職証明書および雇用保険未加入であったことが確認できる書類
- ・ 離職票を交付されているが失業給付の手続きをされない方 … 「離職票-1」、「離職票-2」の原本を提出してください。
- ・ 離職票の写しを提出された場合で、失業給付の受給期間延長の手続きをされる方は、後日「離職票-1,2の原本および雇用保険延長通知書の原本」を提出してください。また、失業給付の手続きをされた方は、後日「雇用保険受給資格者証(両面)の写し(給付制限期間の確認できるもの)」を提出してください。

■ マイナンバーの記載により省略可のものは、原則マイナンバーにより情報連携を行い、当組合で確認のうえ認定処理を行いますので、被保険者証の交付に数日を要する場合があります。

■ 上記①～⑪以外に、事由発生日の確認書類(婚姻日の確認できる書類等)が必要な場合があります。

■ 情報連携により確認ができなかった場合、または確認した結果により、上記以外にも必要に応じて書類を提出していただくことがあります。